安威川ダム建設事業の建設事業評価に対する意見

提出者に関する事項	住所又は所在地　大阪府茨木市中穂積二丁目３－３３ 氏名又は団体名　畑中孝雄 電話番号又はメールアドレス　takao_hatanaka@nifty.com
意見・提言	今回の府民意見公募について １．周知徹底について 府民情報室からパブコメの公示がなされていないのは奇異であると意見具申したところ、河川室の言い分は、今回の意見公募は審議会に対するパブコメです。 府民情報室の見解は、パブコメは府の施策決定に関する知事からの提案に対するものであり、今回の件は、府の規定するパブコメには該当しないので、広報していない。 河川室が自己判断で実施しているもので、府は関知しないというものです。今回の府民意見公募は重要な案件にもかかわらず、府民には周知されていません。 ２．事業費増額２２２億円の原因別内訳について 評価調書【事業費変動要因の状況】では ・ダム堤体の基礎など地質条件に対応するものによる増額 ・自然環境保全対策の具体的な手法確定によるものによる増額 ・機能補償の具体的な手法確定によるもの（農業用水取水施設）による増額 ・社会情勢の変化によるもの（消費税増、物価上昇等）による増額 内訳を電話でといあわせたところ河川室は言えないとのこと。意見公募作成者には最大限の情報を提供すべきです。 ３．事業費の変更内容について 事業評価について２８ページ記述について、意見を述べるにはより詳細な資料が必要として、大阪府に「安威川ダム建設事業の堤体止水性向上のための調査検討報告書」の文書開示請求を行いました。しかし「意思形成過程」を理由に非公開となりました。因みに大阪府情報公開条例解釈運用基準では「府等における意思形成過程は、できる限り公開し、そこに府民の意見を反映 するように配慮すべきである。また、府等における意思決定は、情報の収集、調 査、企画、調整、内部的な打ち合わせ、関係機関との研究、検討、協議等を繰り返しながら段階的に形成されていくものであるから、府政への府民参加の推進という観点からは、意思形成の段階ごとに公開していくことが望ましい」としています。 本来２２２億円という多額の増額と理由が地質というからには、仮に意思形成過程の文書であっても、積極的に公開して府民の意見を求めるべきです。